

警報発令下における対応措置

和歌山県立新宮高等学校(全日制)

1 暴風警報・大雨警報・洪水警報・津波警報・特別警報（以下警報）のいずれかが発令された場合

(1) 通常授業時

① 午前7時の時点で、新宮市に警報が発令されているときは、全校生徒は家庭学習(自宅待機)とする。

② 午前7時の時点で、居住地に警報が発令されているときは、該当生徒は家庭学習(自宅待機)とする。

※ 上記①、②において洪水警報のみの発令下で、公共交通機関の運行状況や周辺の天候状態から生徒の安全が確保できると判断した場合は、午前中から授業を開始することもある。その際の各家庭への連絡は、学校からの LINE スクール連絡帳による配信・メール配信及びホームページ掲載により行う。

③ 午前10時までに新宮市及び居住地で警報が解除されたときは、交通状況や身の安全を確認した上で、その日の授業準備をして速やかに登校すること。

ただし、午前10時の時点で警報が解除されていないときは臨時休校とする。

④ 登校後、警報が発令された場合は別途指示する。

(2) 定期考査時

① 午前7時の時点で、和歌山県新宮市・東牟婁郡・田辺市本宮町・三重県南牟婁郡紀宝町のいずれかの地域に警報が発令されているときは、全校生徒家庭学習(自宅待機)とする。

② その日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。

③ 登校後、警報が発令された場合は別途指示する。

2 地域の状況、交通機関の不通等により登校が困難な場合

地域により、気象状況・交通機関の不通等で登校が困難な場合は、学校に連絡の上、家庭学習(自宅待機)とする。〔公欠扱い〕

3 各種警報・注意報等の場合

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令された場合、発令中は休校とする。

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)・津波注意報が発令されている場合、後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する。

③ 市役所または町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。

4 授業時間の確保について

警報等、非常変災によって、休校の措置をとった場合、振替授業を行う等、授業時間確保の処置を講ずる。

令和7年4月3日改訂